

事 務 連 絡
令和 4 年 8 月 2 日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染拡大下における産業廃棄物の処理体制の維持について
（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

本年7月以降、全国各地で新規感染者数が増加に転じ、多くの地域において急速に感染が拡大しています。オミクロン株のBA.5系統は、感染者数がより増加しやすいことが示唆され、免疫逃避が懸念されることから、BA.5系統への置き換わりが進むことにより、夏休みによる接触機会の増加と相まって、新規感染者数の急速な増加の継続も懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省により令和4年7月22日付けで「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日）が改正され、令和4年7月25日にはその旨を周知するよう内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より「『B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について』（令和4年3月16日）の改正に伴う再周知について（周知依頼）」が発出されました。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において廃棄物の処理業者その他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられていることから、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。

つきましては、産業廃棄物の処理体制の維持及び産業廃棄物の適正かつ円滑な処理について引き続きのお取り計らいをお願いするとともに、必要に応じて、衛生主管部局とも連携の上で、下記に基づく対応を御検討いただくよう併せてお願いいたします。

記

第一 社会機能維持者における待機期間の見直しについて

「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」の改正に伴い、濃厚接触者の待機期間について、7日間から5日間に変更され、社会機能維持者であるか否かに関わらず抗原定性検査キットを用いた検査で2日目及び3日目に陰性を確認した場合は、3日目に解除すること等が示されています。

第二 廃棄物処理事業継続計画の策定及び円滑な産業廃棄物処理体制の確保について

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめた「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインⁱ」を参照いただきつつ、新型コロナウイルス感染症を対象とした廃棄物処理事業継続計画を策定するよう、産業廃棄物処理業者に対する周知徹底を改めてお願いいたします。また、円滑な産業廃棄物処理体制の確保に向けて、以下の通知に示した各種対策について必要な検討を行うとともに、貴管内産業廃棄物処理業者及び排出事業者への必要な事項の周知をお願いいたします。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について（通知）ⁱⁱ」（令和2年4月17日付け環循規発第2004171号環境省環境再生・資源循環局長通知）
- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）ⁱⁱⁱ」（令和2年5月1日付け環循適発第2005013号・環循規発第2005011号環境省環境再生・資源循環局長通知）
（「四 廃棄物処理に関する適正かつ円滑な処理体制の確保について」のうち、特に「4 関係主体との連携協力による適正かつ円滑な産業廃棄物処理の推進」）

加えて、感染性廃棄物の梱包のための容器の不足について、医療機関等から相談があった際には、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和4年6月環境省 環境再生・資源循環局）」の「4. 2 梱包」の部分をご参照いただき、容器の節約や他の種類の容器等の活用を御助言いただくようお願いいたします。

第三 クラスタ等発生時における環境省への情報提供について

令和4年2月2日付けの事務連絡等においてお願いしましたとおり、産業廃棄物処理業者でクラスタが発生した場合には都道府県・政令市から廃棄物規制課及び各地方環境事務所に御連絡をいただくようお願いいたします。

また、一部の地域では施設の処理能力を超える感染性廃棄物の発生の見込みが報告されております。ワクチン接種の廃棄物、その他の感染性廃棄物及び宿泊療養施設等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る産業廃棄物について、都道府県を越える広域的な処理の調整が必要な場合や、適正かつ円滑な処理に支障が生じる又はそのおそれが予見される場合において、環境省に前広に御相談、情報共有等をいただくことについても、引き続き御対応をお願いいたします。

i 廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/coronagaidorain.pdf>

ii 新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について（通知）（令和2年4月17日付け）

<http://www.env.go.jp/recycle/200417.pdf>

iii 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）（令和2年5月1日付け）

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/200501.pdf